

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字山根字後山一三三二番 三地先から同市大字南平沢字宮ヶ谷 戸六二〇番一地先まで</p>	<p>日高市大字南平沢字久保地八三一 番四地先から同市大字南平沢字宮ヶ 谷戸六二〇番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・二五〇五四・二二二</p>	<p>二〇・〇三〇五四・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六九六・九〇</p>	<p>二〇・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>